高知県スマート畜産業導入支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県スマート畜産業導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　県は、畜産クラスター協議会（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年１月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）に定める畜産クラスター協議会をいう。）、農業者の組織する団体（代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人及び一般社団法人（以下「協議会等」という。）が行うスマート機械等の共同購入を支援することで、スマート畜産業の普及を推進することを目的に、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和３年12月21日付け３農産第1876号）及びスマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領（令和３年12月21日付け３畜産第1201号）に基づき、補助金の交付対象として知事が認める事業（以下「補助事業」という。）に係る経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助事業の要件、補助率等）

第３条　事業の種類、補助の要件、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）、事業実施主体、補助率、補助限度額等は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を、知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条第１項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(１)　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22 年高知県条例第36 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

(２)　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(３)　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

(４)　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(５)　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(６)　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(７)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(８)　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(９)　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10)　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助事業の着手）

第６条　補助事業者は、補助事業を着手する場合、前条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手を行う必要がある場合、補助事業者は、別記第２号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第７条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　補助金に係る法令、規則等の規定に従わなければならないこと。

(２)　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(３)　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、当該契約に係る一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。

(４)　補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第３号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこと。

(５)　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第４号様式により申請し、知事の承認を受けなければならないこと。

(６)　補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(７)　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(８)　前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(９)　補助事業の実施に当たっては、第５条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(10)　補助事業者に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、県税の納税義務がない場合は別記第５号様式による申立書を、また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第６号様式による誓約書兼同意書を第４条第１項に基づく交付の申請時に提出すること。

(11)　補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対し前各号の条件を付さなければならないこと。

（補助事業の変更）

第８条　補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第７号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(１)　補助事業の実施主体の名称の変更

(２)　補助事業の成果目標の変更

(３)　補助金の増額又は交付の決定額に対して30パーセントを超える補助金の減額

（事業遅延の届出）

第９条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第８号様式による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の概算払）

第10条　補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、別記第９号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第11条　補助事業者は、補助金の交付決定に係る当該年度の12月31日現在において、別記第10号様式に定める事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条の規定による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

２　前項に規定する時期のほか、知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助事業の実績報告等）

第12条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第11号様式による補助金実績報告を、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第12号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(１)　補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(２)　補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(３)　補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

(４)　補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

(５)　補助事業者が第５条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。

（関係書類の保管）

第14条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産のうち、１件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具で、処分制限期間を経過しないものにあっては、当該処分制限期間を経過するまでの間、別記第13号様式による財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

（グリーン購入）

第15条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第16条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年３月14日から施行する。

２　この要綱は、令和５年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基

づき交付された補助金については、第７条第６号から第８号まで、第12条第３項、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 補助の要件 | 補助事業者 | 事業実施  主体 | 補　助　率 | 補助限度額 |
| 一括発注タイプ  機械機器等の一括発注により、機械調達先との価格交渉を通じて、機械機器等の導入価格を低減させる | 次に掲げる要件（１）～（４）を満たし、（５）及び（６）を向上させること。  （１）農業保険法に基づく家畜共済及び収入保険への積極的な加入に努める  （２）スマート機械機器等を利用した改善効果に関する情報の提供等に積極的に取り組む  （３）機械価格をメーカー希望小売価格（税抜きかつ、オプション、配送料等を含めない本体価格。また、メーカー希望小売価格が明らかでない場合は販売価格の実績）よりも低減する  （４）受益農業者３戸以上による一括購入（各受益農業者が同一の機械機器等を１台以上購入すること）  （５）導入した経営体の生産性  （６）導入した経営体の売上 | 協議会等 | 協議会等 | ２分の１以内  ただし、事業実施主体が国産飼料の生産利用拡大又は家畜排せつ物の利用等について耕畜連携に取り組む場合にあっては３分の２以内 | １経営体当たり300万円  ただし、補助率２分の１以内の場合は最大1,000 万円、補助率３分の２以内の場合は最大1,500 万円とする。 |

注：補助対象機械については、スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領（令和３年12月21日付け３畜産第1201号）の別表３、補助対象経費については、同要領第５及び別表４によるものとする。